

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 3 日

串間市長 島 田 俊 光
（公 印 省 略）

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

道場・小田代地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 2 月 2 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 1 1 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は水田を中心に、水稻を基幹作物として、畜産（肉用牛）、露地野菜（ゴボウ）、施設野菜といった複合経営が行われている。その中で、「今後の地域の中心となる経営体」については 1 1 経営体が農業経営を展開しており、地区内農業者の高齢化及び後継者不足により、「近い将来農地の出し手となる農業者」が 2 経営体となっている。

本地区では、集落営農組織を中心とした話し合いにより、地区内の「人・農地」についての話し合い活動を進めながら、今後中心となる経営体と連携を図るとともに、地区内農地の適正な管理・耕作を行う。（その他の農業者については、地域の担い手として農業振興に寄与する）

地区内農地の適正な管理・耕作を行うとともに、農作業の効率化を図ることを目的に農地中間管理事業を活用し、地域の担い手となる農業者の農地の集積・連担化を図る。